

第2章 国の原子力行政

国は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を教訓として、原発の安全性を審査する機関を、原子力政策を推進する経済産業省から独立させ、平成24年9月19日に原子力規制委員会を設置しました。

原子力規制組織の改革

○独立性の確保

規制と利用の分離を徹底し、内閣から独立性の高い3条委員会*として、「原子力規制委員会」を設置

○原子力規制組織の一元化

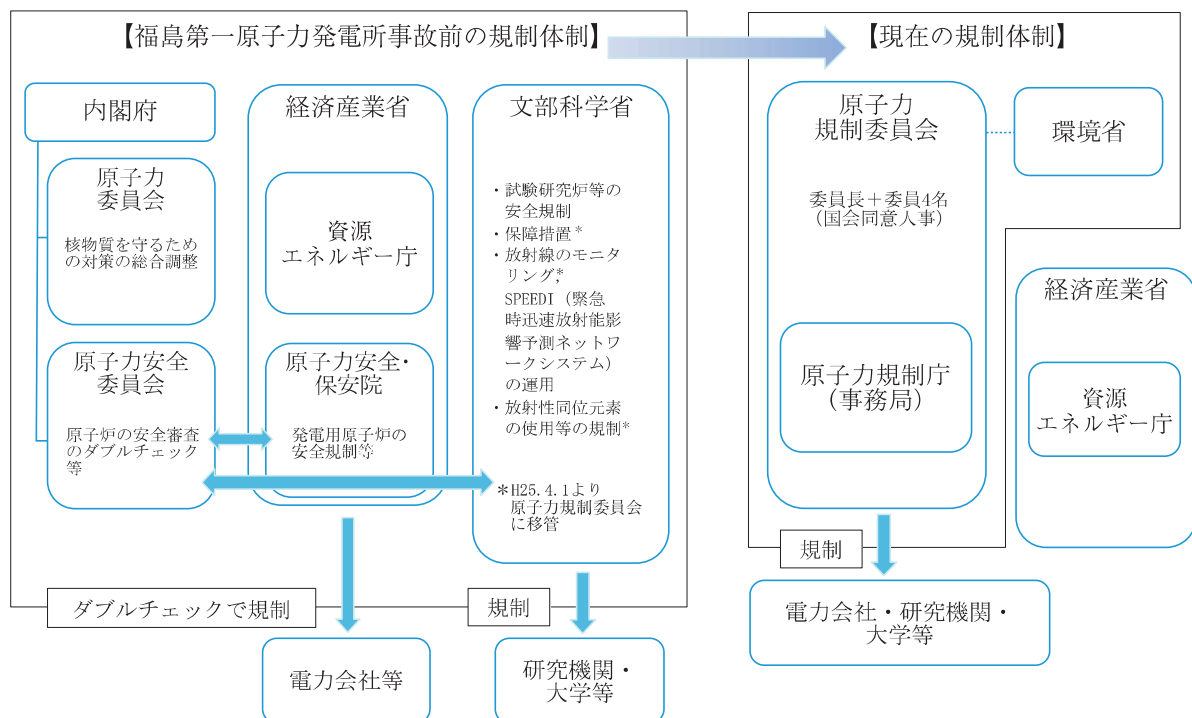
原子力安全規制，核セキュリティ，核不拡散の保障措置，放射線モニタリング，放射性同位元素等の規制を一元化

○危機管理体制の強化

内閣に「原子力防災会議」を設置し、関係機関との緊密な連携の下で原子力防災対策を推進

※ 上級機関（例えば設置される府省の大臣）からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関

「規制」と「利用」の分離



原子力規制委員会の組織



原子力防災対策の充実・強化

○地域防災計画の不断の改善サポート

自治体による防災活動の根幹をなす地域防災計画に、最新の知見が的確に反映されるよう、マニュアルを整備しています。

○原子力防災専門官による現地密着型サポート

原子力施設周辺地域を拠点とする原子力防災専門官が常駐し、地域防災計画の見直しのほか、防災訓練の実施や現地関係機関との連携協力の強化等に関してサポートしています。

○総合的な原子力防災訓練による実効性向上

国では、国、自治体、原子力事業者、地域住民が参加する緊急事態を想定した総合的な訓練を主催し、連携を深め、防災計画の実効性を確認し、改善点を見つけることとしています。

○ハード面の整備をサポート

放射線測定器等の防災資機材やオフサイトセンターの整備など、防災体制が充実・強化されるよう、自治体の取組をサポートしています。

県内に設置されている国の行政機関

原子力規制委員会原子力規制庁川内原子力規制事務所

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、川内原子力運転検査官事務所が改組され、平成24年9月に発足しました。鹿児島県原子力防災センターの2階に事務所があります。

また、平成26年10月には国が県の環境放射線監視センターや関係課等と緊密に連携・協力しながら、実効性のある緊急時モニタリングを行うため、原子力規制委員会原子力規制庁鹿児島地方放射線モニタリング対策官事務所が設置され、地方放射線モニタリング対策官が配置されましたが、平成29年7月に川内原子力規制事務所と統合し、地方放射線モニタリング対策官は上席放射線防災専門官と職名が変更されました。

さらに、令和4年4月から核物質防護対策官が配置され、核物質防護業務を行うこととなりました。

原子力防災専門官の業務

原子炉等規制法や原子力災害対策特別措置法等に基づき、国、地方自治体、原子力事業者がそれぞれの立場で体制を強化し、平時から防災に取り組んでいます。

国は、原子力事業者に対して、防災に関する指導及び助言を行ったり、県など地方自治体と連携をとるなどして、普段から原子力災害に備えています。

また、災害が発生するなど、緊急事態等の発生時に、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っています。

(1) 平時の業務

- ・ 県、薩摩川内市等の地域防災計画(原子力災害対策)策定等に係る指導及び助言
- ・ 川内原子力発電所の原子力事業者防災業務計画策定等に係る指導及び助言
- ・ 原子力事業者の原子力防災資機材保守点検状況の確認
- ・ 防災訓練の企画調整及び実施、事業者防災訓練の実施状況の確認、指導及び助言
- ・ 周辺住民の対する原子力防災の理解促進のための活動

(2) 緊急事態発生時の業務

- ・ オフサイトセンター内の防災設備・機器等の準備、参集要員の招集
- ・ 原子力施設、事業者の対策実施状況等の情報収集
- ・ 内閣府副大臣(原子力防災担当)又は内閣府大臣政務官(原子力防災担当)等が現地に到着するまでの間、現地事故対策連絡会議を開催

原子力運転検査官の業務

原子力事業者が行う全ての保安活動を監視し、原子力規制検査を通じて安全上の問題点を指摘するとともに、必要な指導及び助言を行います。

- (1) 原子力規制検査の実施
 - ・ 事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえ検査対象を選定
 - ・ 検査の対象となる施設や活動、情報等に自由にアクセス
 - ・ 事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等による活動状況の検査
- (2) トラブル発生時の対応
 - ・ トラブル等の発生についての通報を受けた時は、直ちに原子力規制庁(本庁)に連絡するとともに、本庁と連携し、現場確認、原因調査及び再発防止対策の確認等を実施。

上席放射線防災専門官の業務

- (1) 平常時
 - ・ 原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門事項について関係自治体、関係機関等との連絡・調整
 - ・ 防災訓練、モニタリング関連研修等を通じた地方自治体職員への技術的支援
 - ・ 放射線モニタリング情報共有・公表システム、モニタリングカー、モニタリング資機材の点検・校正、管理等
 - ・ 国及び地方公共団体が実施する環境モニタリングの測定結果の確認・監視等
 - ・ 原子力事業者の原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する指導及び助言(環境放射線モニタリングに係るもの)
 - ・ 原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)第11条第5項の規定に基づく原子力事業者の放射線測定設備に対する検査
 - ・ 原子力事業者の放射線測定設備の設置、維持、改善の状況の確認
 - ・ 原災法第13条の2第1項の規定に基づく原子力事業者による防災訓練の実施状況の確認(環境放射線モニタリングに係るもの)
 - ・ 原災法第32条に規定する立入検査
- (2) 緊急時

緊急事態等が発生した場合は、関係自治体の協力を得ながら緊急時モニタリングセンターの立ち上げと関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整を実施する。

なお、必要に応じ緊急時モニタリングセンターの測定分析担当として現場にて活動を行う場合もある。

核物質防護対策官の業務

原子力施設における核燃料物質の盗取や妨害破壊行為を防止するため、原子力事業者に対して防護措置を講ずることを求めており、核物質防護対策官は、これらの措置が適切に行われるよう、法令に基づき事業者が実施する措置等に対する検査等を行い、必要な指導を行うとともに、万一の事態に備え、関係機関との連携等を図っています。

- (1) 原子力規制庁(本庁)と連携した核物質防護に係る原子力規制検査の実施
- (2) 日常的な核物質防護に係る措置の実施状況の確認等
 - ・ 日常巡視
 - ・ 原子力事業者の会議体の傍聴
 - ・ 核物質防護に係る原子力事業者の活動の確認
- (3) 核物質防護に係る事案発生時の対応
- (4) 警察や海上保安庁等の関係機関との連携